

## 山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の候補者について

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の候補者については、農政部指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立富士湧水の里水族館
2 指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
3 応募団体	(株)桔梗屋、山梨総合管財事業協同組合、(株)ティ・エフ・シイ
4 指定管理者の候補者	名称：(株)桔梗屋 住所：笛吹市一宮町坪井1928
5 候補者の選定理由	<p>指定管理者の候補者は、総務、経理、営業等幅広い組織構成や健全な財務状況に基づく経営基盤を有しており、事業計画に沿った管理を安定して行うことができる点を高く評価した。</p> <p>また、提案価格は各年度ごと漸減し、応募団体中最も低い価格であった。</p> <p>(株)ティ・エフ・シイの提案は、利用者サービスの向上による施設の利用促進が期待でき、ソフト事業の実施計画が充実している点については高く評価できるものの、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な経営基盤及び提案価格の点で候補者に及ばず、次点となった。</p> <p>山梨総合管財事業協同組合の提案は、飼育生物の維持管理については評価できるものの、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な経営基盤、団体の財務状況及び提案価格の点で他の団体に及ばず、落選となった。</p>
6 採点結果及び提案価格	別紙のとおり

<p>7 指定管理者 選定委員会の概要</p>	<p>(1) 委員会の構成          委員長：磯部公認会計士事務所代表 磯部 芳彦          委員：東海大学海洋学部教授 秋山 信彦          委員：(社)日本草地畜産種子協会常務理事 金谷 勉          委員：関東学院大学非常勤講師 肥土 邦彦          委員：山梨県農政部次長 笹本 英一</p> <p>(2) 審査日時          第1回：平成20年6月5日          概要 対象施設及びスケジュールの確認、審査基準の検討          第2回：平成20年6月9日          概要 対象施設の現地説明          第3回：平成20年9月18日          概要 応募団体ヒアリング、企画提案審査          第4回：平成20年10月16日          概要 指定管理者の候補者の選定及び選定結果報告書作成</p>
-----------------------------	--

## 採点結果

選定基準及び審査項目	配点	候補者 (株)桔梗屋	(株)ティ・エ フ・シイ	山梨総合管 財事業協同 組合
1 水族館の管理運営の方針等が妥当なものであるか ・ 募集要項等で定めている内容が事業計画書で提案されているか ・ 収支見込が確実に達成できる計画か 支出計画は、業務内容をよく把握して作られているか	10	5.0	5.5	5.0
2 事業計画の内容が水族館の効用を發揮できるものであるか ・ 集客・営業業務、広報宣伝業務等の計画は効果的か ・ 利用料金の設定、休館日、開館時間等の考え方は、利用者サービスの向上につながるものか ・ 主催事業計画に条例の目的に結びつく提案はあるか イベント、講習会等ソフト事業の実施計画は充実しているか	20	10.75	13.25	11.25
3 事業計画の内容が水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであるか ・ 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性、組織管理、人材育成、職員研修、個人情報保護の取り扱い、情報管理の考え方は適正か ・ 飼育生物の維持管理の内容 類似事業の実績があるか ・ 利用者の安全に配慮した管理等は考えられているか	20	10.5	11.25	11.0
4 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有しているか ・ 計画が実現できる適正で機能的な組織構成となっているか 安定的な運営が可能な知識技能を有する人材を確保しているか ・ 法人・団体の財務状況は健全か 金融機関等の支援状況は確保されているか	20	15.0	11.0	8.5
5 施設の管理運営に係る経費 ・ 評価点 = 価格配点 × 最低提案価格 / 応募者の提案価格	30	30.0	24.35	21.32
合 計	100	71.25	65.35	57.07

提案価格（5カ年の平均）

指定管理者の候補者（株）桔梗屋	30,296,600円
（株）ティ・エフ・シイ	37,322,000円
山梨総合管財事業協同組合	42,636,200円

選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。